

第3章 地方分権時代における人材育成

第1節 背景

地方分権の進展の中で増加する事務について、タイの地方自治体は十分対処できるだけの能力を持ち合わせていない。これが、地方分権を具体化する上でのネックになるとと言われている。また、1999年11月26日にマニラで開催された第10回アセアン行政会議のオープニングで、チュアン・リークパイ首相も「先の経済危機は、一つにはアセアンの政治経済体制の脆弱さによるものであり、アセアン各国は、政策決定・運用の過程の透明性を高め、官僚機構の組織改革が必要である。ここに来て、そもそも官僚機構の基本的な役割とは何なのかについて考え直す必要がある。うまく実績を上げている公共部門においては有能な人材を必要としている」と述べており、人材育成の重要性を強調している。

第8次国家経済社会振興計画（1997年～2001年）においても、経済振興重視から人材重視の方針を転換し、地方分権の前提として人材育成が必要であると明示されており、そのために地方自治体職員を対象にした新たな研修機関の創設が提案されている。

第2節 地方自治体職員数の増加

1999年5月に発効した新しい地方行政組織において地方自治体の再編が行われ、また、今後地方分権の進展の中で地方自治体の新たな事務も増加していくことから、現在10万人近くの地方自治体職員が5年後には倍増すると見込まれており、これら地方公務員の研修を行うためにはそれだけの収容力のある研修施設の整備の必要性が高まっている。

(地方自治体の数と職員数)

市…既存の市（149団体）に加えて、衛生区（980団体）が市に格上げされ1,129団体となっている。なお、公選議員・職員は14,208人、一般職員18,044人。

タムボン自治体…既存のタムボン自治体（350団体）に加えて、タムボン協議会（6,397）が法人格を有するタムボン自治体に格上げされ6,747団体となっている。なお、公選議員・職員は24,971人、一般職員19,191人。

県自治体…75団体で、公選議員・職員2,148人、一般職員5,022人となっている。

以上の地方自治体の職員数の合計は公選議員・職員41,327人、一般職員42,257人である。

第3節 研修の現状

行政開発機構において、研修を受けた公務員は全体の1%程度しかない。研修施設の収容人員の問題、十分な研修スタッフもないといった問題がある。また、7月から助役や部長クラスの

研修を2ヶ月間実施したが、研修所の収容能力の都合で60名しか参加できなかった。なお、同研修の研修参加費は1人当たり6万バーツ(約20万円)で、国からの補助はない。

一方、世界銀行の委託調査で、36の自治体のヒアリングを行ったところ、予算の制約などから平均して2~3%程度しか研修を受けていないという結果を得た。ただ、裕福な自治体では20%程の職員が研修を受けており、自治体の財政力によってばらつきがある。

また、1996年から1997年に、UNDP(国連開発計画)の支援でRUDP (Regional Urban Development Programme)という地方自治体職員の能力向上を目指したプロジェクトが実施された。ここでは、地方分権における地方自治体の事務執行上、人材育成は不可欠であることから、このプログラムでは、政策提言に係る資料や研修資料の作成が行なわれた。ただ、このプロジェクトを通して言えることは、あくまでも今後とも継続して職員研修に取り組む必要があるということであった。したがって、RUDPの結果をうまく生かした研修の行えるような体制づくりが求められている。

タイの地方公務員研修は大きく3つに大別できる。

1 内務省所管の研修所(行政開発機構)における研修

市長会の支援を得ながら実施されている研修で、実務研修が中心で、あくまでも法令に基づく事務執行に係る研修となっており、地方分権の進展の中で、企画力の向上や視野を広げる趣旨の研修が求められている。

2 大学やコミュニティ・カレッジにおける行政研修

公務員のみならず一般の参加もできるもの。大学にとって収入源の一つになっている。内容は政策立案についてのもので、アカデミックな研修を行っている。大学の行っている研修はアカデミックなもので、参加費も高額で、裕福な自治体の幹部しか参加できない。大学側からは内務省に対して協力して研修を実施しようという打診があるが、未だ具体化はしていない。

3 各省庁の内部研修

各省庁とも業務遂行に係る職員研修を行っている。そのうち内務省では、同省の職員を地方自治体に派遣し、税法や組織管理などについて小グループのミーティング形式の研修を行っている。内務省職員の派遣に係る経費、研修開催経費は地元自治体が負担している。

地方公務員を対象にした研修機関がいくつかあるが、代表的なもとして行政開発機構 (Institute of Administration Development (IAD))を訪問調査したことから、その結果について紹介したい。

1940年6月に設立された当初は国家公務員を対象としたもので、公務員養成所 (The Government Administrative Officials School)と呼ばれ、内務省地方行政局のもとに置かれ

ていた。同局の組織改正の結果、新たに公務員研修の企画・運営を担当する研修課が設置され、同課はその後1972年には同局内の研修機関に移行した。なお、同研修機関には郡中堅職員養成所や地方行政研修所など各種養成機関が設置された。

現在では同研修機関は最も長い歴史を持つタイの公務員の研修機関として知られており、1975年にはその名も行政開発機構(The Institute of Administration Development (IAD))と改められた。なお、研修所職員200人(常勤講師を含む。)は内務省の職員である。年間の研修受講者総数は約12千人で、予算は99年度130百万バーツである。また、敷地面積は32haで、中央政府の職員用、郡幹部職員用、市幹部職員用など5つの研修棟があるほか、330人収容の食堂、87人収容の宿泊施設もある。

地方分権時代における人材育成の重要性は高まる一方であるが、地方自治体単独ではなかなか職員の研修を行うのは困難なことから、同研修所が標準的な研修プログラムを作り、それをもとに大学の先生や施設を利用して地方公務員に対して研修の機会を提供している。このシステムは2000年から実施することになっている。

行政開発機構の業務内容、組織、研修コースについては以下のとおり。

(職員研修の目標)

Good Government Official(汚職のない公僕、"Follow the King Foot Prints")

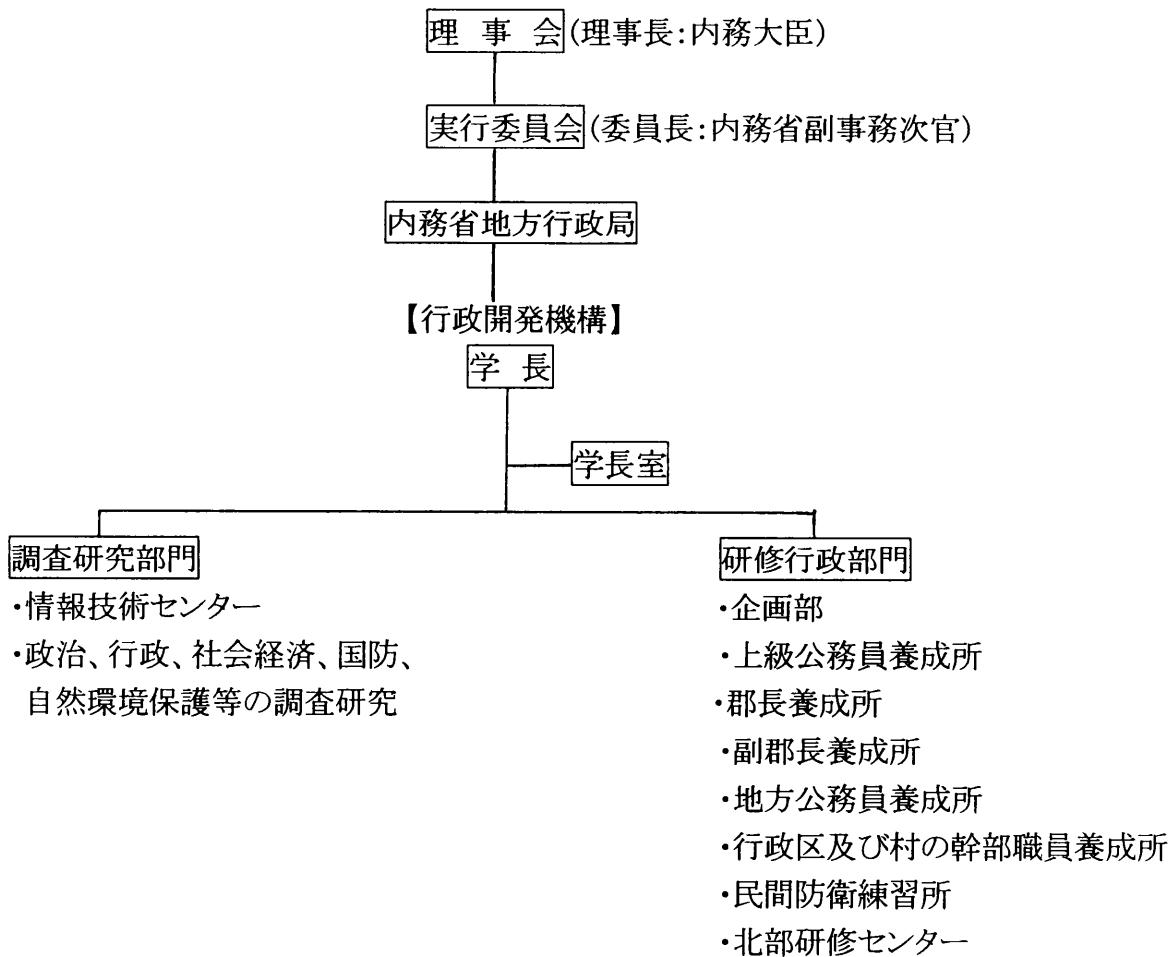
Good Technical Knowhow(行政事務に通じた職員の養成)

Good Health(心身ともに健全であること)

(業務内容)

1. 内務省職員の研修
2. 市長、副市長、助役、県議会議長、タムボン自治体等の首長の研修
3. 住民サービスの向上を図るための調査研究

(組織機構図)



(主な研修コース)

各コースの研修受講者は実行委員会で決定される。

1. 上級公務員向け研修コース

期間: 4ヶ月間

対象: 内務省地方行政局7級から8級までの職員(課長級)及び関係機関職員。法学、政治学の少なくとも修士を有する者で、行政開発機構実行委員会において選考された者。

受講料: 105,000バーツ(約30万円)(海外視察研修を含む。)

2. 郡長レベル研修コース

期間: 7ヶ月間

対象: 内務省地方行政局の6級から7級までの職員(課長補佐級)及び関係機関職員。法学、政治学の少なくとも修士を有する者でしかも郡長試験に合格した者又は行政開発機構実行委員会で選考された者。

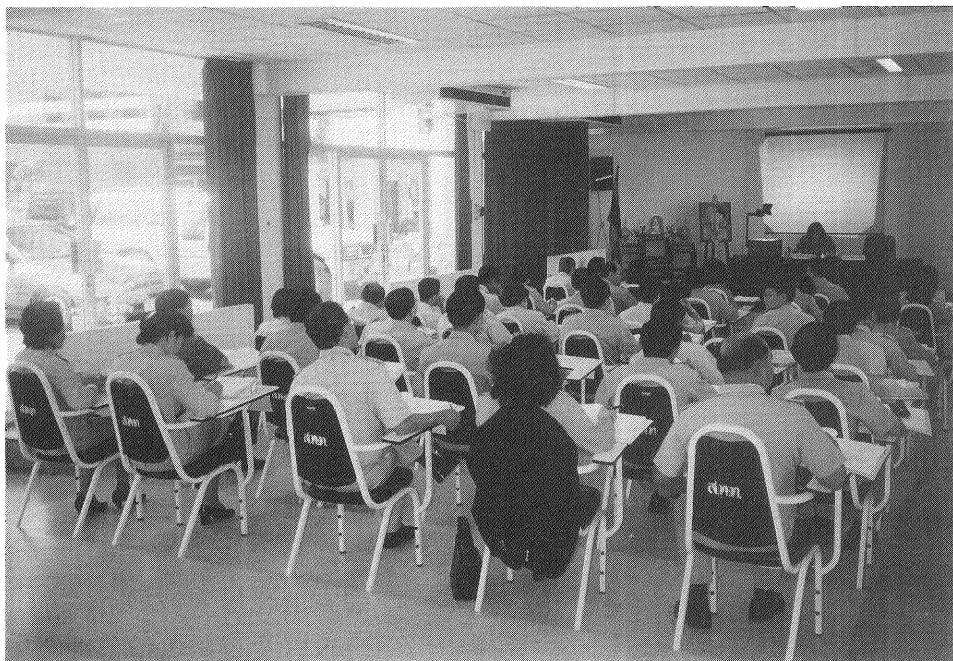
受講料: 104,000バーツ(約30万円)(海外視察研修を含む。)

3. 上級地方公務員及び市長向け研修コース

期間： 2ヶ月間

対象： 新任市長及び市長会で選考された者

受講料： 10,000バーツ(約3万円)



研修風景

(参考)

公務員の職務職階

タイの国家公務員の身分は、従来特級官から4等官まで5段階に分かれていたが、1975年の職階制の導入により、11等級に細分された。この職階制は、中央官僚だけでなく、地方自治体職員にも準用されているだけでなく、国立大学、公立小中高の教員にも適用され、公務員は基本的にはこの職階により分類される。

11級 事務次官…83名

10級 部長、知事、市長…864名

9級 次長、副知事、県次官、市町助役…6,208名

8級 内務省課長、県課長、郡長、助役…23,114名

7級 内務省課長、課長補佐、県課長、郡助役、市町助役…91,043名

6級 内務省係長、副郡長、市町課長…357,742名

3級～5級 内務省主任、副郡長、市町課長…459,342名

1級～2級 係員…48,882名

職員数は1997年のもの。

今後の研修方針として、内務省の意向としては、

1. 1994年に設置されたタムボン自治体の職員研修に特に力を入れることとしており、昨年から3カ年事業として内務省が研修参加経費の補助を行っている。
2. 2000年度からは、新規採用職員について入庁1ヶ月前に事前研修を実施する予定である。また、入庁後も2年～5年ごとに階層別研修を実施する。
3. 1級から5級までの職員については、接遇や公務能率の向上、職場管理に力を入れていく。
4. 6級から8級の職員については、企画力の向上に力を入れ、社会情勢の変化に対応できる優秀なリーダーを養成していく。従来は法令に基づく事務執行に係る研修が中心であった。

(国際協力)

海外からの研修の受け入れも行っており、過去パキスタン、バングラデシュ、日本、スウェーデン、フランス、デンマーク、カナダからの訪問があった。また、世界環境センター等数多くのNGOとも協力している。

(その他)

○毎年約10万人の公務員を対象に研修ニーズの調査分析を行っており、その結果をもとに翌年度の研修計画を立てている。この調査分析のために、10人のスタッフを擁している。

○研修所内の清掃、食堂さらにコンピューター教室の管理運営は外部委託している。コンピューター教室は3年前から委託しているが、機械やスタッフは委託先の会社のもので、この会社は専ら研修所での研修に当たっている。コンピューターは次々と新しいものができ、研修所で購入した場合、更新経費がかなりかかることから、委託している。また、コンピューター指導のスタッフの人事管理上もメリットがある。

第4節 今後の計画

1997年に施行された憲法の中で地方自治に関する規定が盛り込まれ、地方分権の推進が明文化されたことから、国内に10万人とも言われる地方公務員に対する研修を積極的に実施していくことになり、そのための体制を整備する計画である。

新たな研修機関の形態としては、IADの傘下にある地方公務員養成所を独立した研修機関として発足させる考えである。当面は現研修所の職員が一部新研修機関の併任のような形でサポートすることになる。

なお、内務省では、地方自治体のための新研修所設立に向けて、JICAや国連から助言指導や資金援助を仰ぐとともに、新研修所の研修ニーズの調査を行っているところであるが、建設資金の問題で未だ具体化には至っていない。

また、新たな研修機関の計画の実施に当たっては、オランダにある住宅都市計画研究所の協

力を得ながら内務省が調整していくことになる。同研究所は研修機関の設立について国際的に豊富な経験を有している。また建設資金については、タイ政府の予算の他に、UNDP、世界銀行、アジア開発銀行などを予定している。

むすびにかえて

タイの地方分権は今まで動き始めたばかりで、国を挙げて取り組む前向きな姿勢が伝わってくる。人材育成にしても、その重要性に着目して、全力を挙げて地方自治体職員の研修に取り組んでいる。ただ、97年の新憲法は、経済危機の中での政治腐敗の一掃を背景に、十分なコンセンサスを得ないままに制定されており、9党連立政権という政治基盤の弱いチュアン政権にあっては、果たしてどこまで本腰を入れて、地方分権に取り組むのか気になるところである。今後権限委譲の具体的な検討を進める中では関係省庁の強い抵抗が予想されることから、地方分権委員会の強力なリーダーシップが求められるが、「2000年1月に決定された地方分権委員会の委員の顔ぶれを見ると、36名のうち地方分権の問題に通じた前向きに取り組む者は数名しかいない」とチュラロンコン大学のチャラス助教授が嘆いていたように、心もとない状況にある。また、同委員会事務局の話でも、具体的にいつまでに地方分権を完了させるのかについて明確な回答はなかった。その一方では、大学やNGOの取り組みは活発であり、地方分権の機運は盛り上がってきていることから、今後糾余曲折はありながらも一歩一歩進んでいくものと思われる。

最後に、私の感想を述べてむすびにかえたい。

1998年8月に自治省とタイ内務省の共催、クレアとタイ地方行政促進財団、日本民際交流センターの後援で日本－タイ地方分権推進セミナーが開催され、日本の地方分権の取り組みについて紹介され、タイ側にとっては時宜を得た大変有益なセミナーであった。その後も、タイからの強い依頼を受けて、1999年8月に行政関係者や学識経験者が日本の地方自治体を訪問し、行政の現場を調査するというプログラムをクレアが調整した。このように今まで地方分権の大枠についての意見交換や導入的な調査が行われてきたが、この1月の調査で訪問した各自治体や内務省の研修所である行政開発機構からは、日本の行政実務経験者による指導助言を受けたいという希望があった。ここで考えられる対応策の一つとしては、自治体レベルの交流協力を念頭に置いたもので、人事、税財政、選挙などの経験豊富な自治体職員が、クレアの職員交流協力事業に参加したことのある職員のいる自治体に短期間、例えば1ヶ月間でも滞在しながら、それぞれのテーマについて現場を見ながら意見交換をし、さらに地元の方々と交流していくといったプログラムを提案したい。このような滞在を通じて、日本の自治体職員もいろいろな発見があると思うし、日本の制度を客観的に見るいい機会にもなると思う。私自身、1週間ほどと大変限られた期間ではあったが、内務省の協力で中央政府、地方自治体の多くの方々とお会いすることができて大変貴重な経験になった。今後も引き続きこのネットワークを大事にし末永いお付き合いをしていきたい。

お会いした方々の中でいくつか印象に残っている方々を紹介しておきたい。まず始めに、今回の調査の全体調整をされた内務省のスワット地方長を挙げたい。同課長氏自身アメリ

カやイギリスでの留学の経験があり、お会いするたびにその幅広い見識に感服した。同課長は、地方分権の時代における自治体職員の人材育成の重要性をいつも説いておられた。いつも忙しい方なので、ナコン・ラチャシマ滞在の最終日には、聞き足りなかったことについてご自宅の前庭で縁陰読書ならず縁陰講義までしていただいた。

次に、チュラロンコン大学のチャラス助教授を挙げたい。先ほども同助教授の言葉を紹介したが、タイの行政関係者の中で同助教授の名前を知らない者はいないと言われるほど、現在最も地方行政の問題に積極的に取り組んでいる方で、実際に会って話を聞いていると地方分権に対する熱意をひしひしと感じた。極めて多忙な方にもかかわらず、お会いするたびに、様々な質問に対しても丁寧に答えられた。

今一人は、タイ地方行政促進財団会長のウドン氏である。同氏の地方分権に対する献身的な取り組み、私財を投じてまでも地方行政をバックアップしようとする姿勢は、大学や自治体関係者から幅広い信頼を集めている。

また、訪問した自治体の中では、まず、チョーホー市助役のアピワッタナ氏である。同氏から夕食をとりながら心置きなく話そうと言われ、市長と幹部職員も交えて夕食をとる中で、同氏は「私は、地域に溶け込み献身的に地域をまとめようとしている市長に恵まれ、優秀な部下にも恵まれ、大変幸せだ」と語っていた。1999年5月に市に昇格したばかりで、職員一丸となって新しい市を作っていくという意気込みが伝わってきた。もう一人は、ノンパイロン・タムボン自治体のパイブーン議長である。同氏の「住民集会で出される住民の意見にはいいものがあるんですよ」と言われた時にこやかな表情が今でも目に映る。

さらに、ナコン・ラチャシマでの通訳は、チュラロンコン大学のチャラス助教授の紹介で、同大学でタイ語の言語学を勉強している高橋清子さんにお願いした。彼女はタイの地方行政の専門ではなかったが、事前によく勉強され、現場では的確に通訳をされ、訪問先の自治体の方々も感心していた。また、訪問先で入手したタイ語で書かれた資料の中から必要な情報をレポートに取り込むに当たっては、私のタイ語の先生であるチャワリット先生にも、授業以外のことでありながら、翻訳などお願いしたところ快く対応していただいた。

ここに紹介した方々を含め本レポートの作成にご協力いただいた方々に心から感謝したい。

日本とタイでは背景や社会構造が違うことから、日本の地方分権の取り組みをそのままタイに持ち込むことはできないが、タイの風土に会った形にして吸収していくと思う。そういう意味で、本レポートが地方分権をテーマとした両国の交流協力関係を考える上でいくらかでも役に立てば幸いである。

(参考文献)

タイ王国憲法（タイ経済パブリッシング株、1997年11月1日発行）

「タイ政治ガイドブック」（赤木攻著、MEECHAI AND ARTS LEGAL CONSULTANTS CO., LTD.、1994年1月1日発行）

世界週報（時事通信社、1997年10月28日発行）

アジアの地方制度（橋本卓著、東京大学出版会、1998年1月30日発行）

当事務所主催「アセアン地域地方行政フォーラム」におけるタイのカントリー・レポート（メイン・マッチャナン ナコン・ラチャシマ市助役作成、1998年10月7日～9日フィリピン・マニラにて開催されたもの）

“3 YEARS ON PROMOTION OF LOCAL ADMINISTRATION”（タイ地方行政促進財団、1999年発行）

“THAILAND LOCAL GOVERNMENT TRAINING AND RESEARCH INSTITUTE”（タイ内務省地方行政局、1999年5月作成）

“THE INSTITUTE OF ADMINISTRATION DEVELOPMENT”パンフレット（タイ内務省地方行政局発行）

“INSTITUTE OF PUBLIC POLICY STUDIES”パンフレット

“STATISTICAL YEARBOOK THAILAND”（OFFICE OF PRIME MINISTER、1999年発行）

(資料)

仏歴 2534 年（西暦 1991 年）タイ王国憲法第 9 章地方行政に関する規定

（「タイ政治ガイドブック」（赤木 攻著）から抜粋）

196 条 地方自治制度の整備は、地方住民の意思に基づいた自治行政の原則に沿って、かつ法律の規定にしたがって行われなければならない。地方自治の管理及び監督は、地方住民の利益又は国家全体の利益の保護を目的とした必要限度の範囲内でなければならない。

197 条 地方自治組織においては、法律の定めるところにより、地方議会及び地方執行機関若しくは地方自治体の長、またはその形態のものを置く。

198 条 地方議会議員は原則として選挙によって選出される。ただし、議員の任命は、法律の定めるところにより必要と認められた場合に限り行うことができる。任命議員数は公選議員数を超えてはならない。地方議会議員選挙は直接秘密投票をもって行う。

199 条 地方執行機関または地方自治体の長は原則として選挙によって選出される。ただし、地方執行機関または地方自治体の長の任命は、法律の定めるところにより必要と認められた場合に限り行うことができる。

仏歴 2540 年（西暦 1997 年）タイ王国憲法第 9 章地方行政に関する規定

（タイ経済パブリッシング（株）発行の「タイ王国憲法」の日本語訳から抜粋）

第 9 章 地方行政

第 282 条

第 1 条の適用下において、国は、地域住民の意思に基づく自治の原則に基づき、地域の独立性を保障しなければならない。

* 第 1 条

タイ国は一体、不可分の王国である。

第 283 条

自治が可能な状態の地域は、法律の規定に基づき、地方行政機関を設置する権利を有する。

地方行政機関の管轄は法律の規定に基づき、地方住民あるいは国全体の利益を保護するために必要な限りにおいて行う。その際、地域住民の意思に基づく自治の原則を損なってはならず、あるいは法律が規定する範囲を超えてはならない。

第284条

地方行政機関は政策策定、統治、行政、人事、会計および財務における独立性を有し、固有の職務権限を有する。

地方行政機関と国との間の職務権限あるいは地方行政機関同士の間の職務権限の規定は、地方への権限分散の促進に特に留意しつつ、法律の規定に従う。

継続的に地方への権限分散を促進するために、少なくとも以下の重要事項を含む、権限分散の計画および手続きを策定する。

- (1) 公共サービスの整備における国と地方行政機関との間あるいは地方行政機関同士の間の職務権限の規定
- (2) 国と地方行政機関との間の租税あるいは課徴金の配分比率。その際、国と地方行政機関、および地方行政機関同士の職務負担に特に留意する。
- (3) 同人數ずつ関連する公官署代表、地方行政機関代表および法律が規定する資格を有する有識者で構成する(1)および(2)に基づく職務を行う委員会の設置。
(1) および(2)に基づき何等かの地方行政機関の権限および職務、ならびに租税および課徴金の配分が規定された場合、(3)に基づく委員会は、地方行政機関の権限および職務、あるいは租税および課徴金の配分が規定された日から5年以内の期間ごとに、その件を再検討し、地方行政機関の権限および職務、ならびに租税および課徴金の配分の適性を審議しなければならない。その際、地方への権限分散に特に留意する。

第4段落に基づく手続きは、内閣の承認を受け、国会に報告した時に効力を有する。

第285条

地方行政機関には、地方議会および地方行政委員会あるいは地方行政者がなければならない。

地方議会議員は選挙により選出されなければならない。

地方行政委員会あるいは地方行政者は、住民の直接投票による選挙あるいは地方議会の承認により選出される。

地方議会議員および住民の直接投票による選挙で選出される地方行政委員会あるいは地方行政者の選挙は、直接秘密投票方式による。

地方議会議員および地方行政委員会あるいは地方行政者の任期は一期4年とする。

地方行政委員会あるいは地方行政者は、常勤あるいは定給の公務員、または政府機関、公共事業体あるいは地方行政体の職員あるいは被雇用者であってはならない。

地方議会議員、地方行政委員会および地方行政者選挙の選挙権者および被選挙権者の資格、原則および方法は法律の規定に従う。

地方議会が解散した、あるいは第286条に基づき地方議会議員全員が退任し、暫定的な地方行政委員会あるいは地方行政者を任命しなければならない場合は、法律の規定に基づき、第2段落、第3段落および第6段落の規定は適用しない。

第286条

地方行政機関における選挙権を有する住民が、法律の規定に基づき、投票した選挙権者数の4分の3以上

の票数により、その地方行政機関の地方議会議員あるいは地方行政者が任にとどまるべきではないと判断した場合、その地方議会議員あるいは地方行政者は退任する。

第1段落に基づく投票では、選挙権者総数の半数以上の選挙権者を要する。

第287条

地方行政機関における選挙権を有する住民は、その地方行政機関における選挙権者数の半数以上の連名で、地方議会議長に地方議会が条例公布を審議するよう請求する権利を有する。

第1段落に基づく請求では、条例案を起草し、提出しなければならない。

連名の原則および方法、ならびにその検査は法律の規定に従う。

第288条

地方行政機関の職員の任命および解任は、法律の規定に基づき、それぞれの地域の必要および事情に従い、また地方機関委員会から事前に承認を得なければならない。

第1段落に基づく地方機関委員会は、同人数ずつの関連する公官署代表、地方行政機関代表および法律が規定する資格を有する有識者で構成しなければならない。

地方行政機関の職員および被雇用者の異動、昇級、昇給および処罰は法律の規定に従う。

第289条

地方行政機関は地域の善良な芸術、慣習風俗、伝統芸能あるいは文化を保全する義務を有する。

地方行政機関は法律の規定に基づき、その地域内の事情および必要に則して教育および職業研修を整備し、国の教育整備事業に参加する権利を有するが、第43条および第81条に抵触してはならない。

*第43条

人は国が無料で遼くかつ良質に整備する12年以上の基礎教育を受ける権利を有する。

国の教育運営では、法律の規定に基づき、地域の行政機関および民間の参加に留意しなければならない。

国の監督下における専門機関および民間の教育運営は、法律の規定に基づき保護される。

第81条

国は道徳をともなう知識促進のための教育運営および民間教育の支援、国家教育に関する法律整備、経済および社会の変化に則した教育改善、国王を元首とする民主主義制度の政治行政に関する知識および意識の確立、さまざまな分野における研究調査の支援、国家開発のための科学技術促進、教育者の振興、ならびに伝統技能、国の芸術および文化の振興を図らなければならない。

第2段落に基づく教育整備において、地方行政機関はその地域の善良な芸術、慣習風俗、伝統技能および文化の保全に留意しなければならない。

第290条

環境の振興および保全において、地方行政機関は法律の規定に基づく権限を有する。

第1段落に基づく法律には、少なくとも以下の重要事項がなければならない。

- (1) 区域内の自然資源および環境の管理、保全および利用。
- (2) 地域の住民の生活に影響をもたらす場合に限り、区域外の自然資源および環境の保全への参加。
- (3) 地域の環境あるいは住民の保健に影響をもたらす場合に限り、区域外の事業計画あるいは活動の事前審議への参加。

CLAIR REPORT既刊分のご案内

NO	タイトル	発刊日
第 207 号	英国におけるパートナーシップ	2000/6/22
第 206 号	英国におけるベストバリュー—From CCT to Best value—	2000/6/22
第 205 号	タイの地方分権の動きと人材育成	2000/6/22
第 204 号	シンガポールの情報化政策—行政、教育分野の実例を中心に—	2000/6/9
第 203 号	マレーシアにおける民営化施策—州政府及び地方自治体を中心に—	2000/6/9
第 202 号	米国における高齢者福祉対策	2000/5/29
第 201 号	米国の地方団体・州・連邦における行政評価	2000/5/29
第 200 号	英国における自治体構造改革—スコットランド地域での 1996 年自治	2000/5/19
第 199 号	英国における自治体構造改革—スコットランド地域での 1996 年自治	2000/5/19
第 198 号	オーストラリアにおける環境保全対策—自治体の取組事例を中心に—	2000/5/19
第 197 号	行政事務からみたタイの地方自治	2000/4/19
第 196 号	ラオスの行政制度	2000/3/31
第 195 号	ロンドンの新しい広域自治体—グレーター・ロンドン・オーソリティー	2000/3/31
第 194 号	英国における民間活力導入施策—The Private Finance Initiative —	2000/3/13
第 193 号	ドイツ地方行政の概要	2000/3/13
第 192 号	英国の新しい市民参加手法—市民パネル、市民陪審を中心として—	2000/3/13
第 191 号	インドネシア・バタム島産業地域の開発と地方行政	2000/2/21
第 190 号	米国の州、地方団体における売上・使用税の概要	2000/1/21
第 189 号	韓国の地方組織改編について	1999/11/30
第 188 号	韓国の女性政策について	1999/10/29
第 187 号	オーストラリアの青少年政策—青少年の生活と直面する諸問題—	1999/10/29
第 186 号	韓国地方公務員制度について	1999/8/30
第 185 号	1998 年米国中間選挙—米国の選挙制度—	1999/7/21
第 184 号	メガシティートロントの発足—トロント首都圏の広域合併問題—	1999/3/30
第 183 号	英国の外部監査制度と監査委員会	1999/3/26
第 182 号	欧州連合における姉妹都市提携	1999/3/10
第 181 号	大韓民国の 1998 年統一地方選挙	1999/3/10
第 180 号	アメリカにおけるホームルール	1999/3/8
第 179 号	米国地方政府における競争手法の導入—メリーランド州モンゴメリーカウンティの場合	1999/2/15
第 178 号	韓国「新都市」について—住宅供給を目的とした街づくり	1999/1/14
第 177 号	シンガポールの福祉政策	1998/12/3

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧下さい